

議案第94号

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

感染症防疫作業に従事した職員に支給する手当を追加するための改正

飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 感染症防疫作業手当

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業手当）

第12条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 感染症防疫作業手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年8月1日から適用する。

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略</p> <p>_____</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(時間外勤務手当との関連)</p> <p>第12条 略 (手当の支給方法)</p> <p>第13条 略</p>	<p>第1条 略 (種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 感染症防疫作業手当</u></p> <p>第3条～第11条 略</p> <p><u>(感染症防疫作業手当)</u></p> <p>第12条 <u>感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>感染症防疫作業手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で市長が定める。</u></p> <p>(時間外勤務手当との関連)</p> <p>第13条 略 (手当の支給方法)</p> <p>第14条 略</p>

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

感染症防疫作業に従事した職員に支給する手当を追加するための改正

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を行った職員に対して支給する感染症防疫作業手当を新たに定めるもの。

3 施行日 公布の日（適用日：令和2年8月1日）